

【誤りやすい事例 ⑫ - 申告書第 13 表関係 -】

未納の固定資産税・住民税

私（国税花子）は、夫（国税一郎）の死亡に伴い、夫の財産（土地・建物）を相続しました。なお、夫の死亡後、夫が亡くなった年分の固定資産税と住民税の納税通知書の送付がありました。

誤

相続開始日（▲年5月）には、固定資産税と住民税の納税通知書が送付されていませんでしたので、債務控除の対象となる債務には該当しないと考え、第13表には記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

正

固定資産税と住民税の納稅義務は既に成立しているため、相続開始日に納稅通知書が送付されていない場合であっても、被相続人(夫)が亡くなられた年分の未納となっている固定資産税や住民税（注）は債務控除の対象となる債務に該当しますので、第13表に記入します。

(注) 被相続人の所得税の準確定申告で納付することとなる所得税も債務控除できます。

○ 相続財産の価額から差し引くことができる債務

相続財産の価額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実と認められるものです。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

なお、相続人の責めに帰すべき事由により納付することとなった延滞税、利子税や加算税については、債務控除の対象とはなりません。